

障がい者の自立のために所得向上をめざす議員連盟 (略称:障がい者所得倍増議員連盟) 規約

2013年5月

第一条(名称)

本連盟は、「障がい者の自立のために所得向上をめざす議員連盟(略称:障がい者所得倍増議員連盟)」とする。

第二条(目的)

本連盟は、障がい者の自立促進のために所得の向上を目的とする。

第三条(会員の資格)

本連盟は、超党派の衆参両院の国会議員をもって構成する。

第四条(顧問)

本連盟は、重要な問題に対して意見を聞くための顧問及び最高顧問を置くことができる。

第五条(事務局)

本連盟に、事務局を置く。事務局は会計を兼ねることとする。

第六条(役員及び役員会)

本連盟は、下記の役員を置く。

最高顧問	若干名
顧問	若干名
会長	一名
会長代行	若干名
副会長	若干名
幹事長	一名
幹事長代理	若干名
幹事	若干名
事務局長	一名
事務局次長	若干名

2. 役員会は、前項の役員によって構成される。

第七条(役員の任期)

本連盟の役員の任期は、一年とする。但し、再任を妨げない。

第八条(役員の選出)

本連盟の役員は、総会にて選出する。

第九条(総会)

本連盟は、随時総会を開く。

第十条(会計)

本連盟は、会費及び寄付金をもって運営する。

2. 会費は月額 200 円とする。

第十一条(付則)

この規約に定めのない事項は、役員会において別に定める。

2. この規約は、平成 25 年 5 月 22 日より効力を生ずる。